

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	高 橋 伸 行 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	栗 本 純 治 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	衣 斐 修 君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

## 4 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第3 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について
- 日程第4 報告第3号 垂井町水道事業会計継続費の繰越報告について
- 日程第5 報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 議 第 36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第7 議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

議第38号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

議第39号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより平成29年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から15日までの11日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしたとおりでありますので、御承知願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これにより議事日程に入ります。

---

日程第 1 諸般の報告

---

○議長（角田 寛君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

日程第 2 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

---

○議長（角田 寛君） 日程第 2、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを御説明申し上げます。

総務費では通知カード・個人番号カード交付事業、民生費では臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業、農林水産業費では経営体育成基盤整備事業、土木費では橋りょう定期点検事業、以上 4 事業に係ります繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について、住民課所管に係ります内容について御説明申し上げます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名通知カード・個人番号カード交付事業でございます。事業の概要でございますが、個人番号カード等の製造等の業務につきましては、地方団体情報システム機構が市町村の委託を受けて行うことになっており、これに伴い市町村から同機構に交付する交付金に対して、国が補助金を措置するものでございます。

個人番号カードの交付申請に対応するために補助の措置が講じられたところですが、交付申請が国の当初予定していました申請見込み数より少なかったことにより、年度内の執行が困難となりましたので、去る3月議会に補正措置をお願いし、29年度へと繰り越しを行い対応に当たるものでございます。金額につきましては、215万9,000円、翌年度繰越額も同額であります。財源につきましては、全額国庫補助金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、健康福祉課所管に係ります款3民生費、項1社会福祉費の事業名が臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業について補足説明をさせていただきます。

この事業は、平成28年度国の補正予算におきまして措置されたもので、当該予算は昨年12月議会で補正をお願いしたものでございます。今回の事業は、低所得者を対象とした臨時福祉給付金事業で、給付の実施に係ります給付金と事務経費で構成されています。事業に係ります総予算額8,360万4,000円のうち、繰越額は6,340万5,000円で、財源は全て国庫補助金でございます。

当該事業は、町民税均等割が課税されていない低所得の方に対しまして、1人当たり1万5,000円を支給するというもので、システムの改変業務など準備作業の後、ことしの2月から申請の受け付けを始めております。3月末までに1,000人分の給付と事務費の一部を執行いたしまして、残る6,340万5,000円を今回繰り越しをさせていただきました。

現在、申請の期日を当初より3カ月間延長いたしまして、8月14日を受け付けの期限としております。6月1日現在、3,658名の方が申請を済まされ、申請率は81.3%となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、産業課で所管いたします款6農林水産業費、項1農業費、事業名が経営体育成基盤整備事業について補足説明をさせていただきます。

この事業は、現在栗原地区で実施していますいわゆる圃場整備事業でございます。当事業は県営事業で進められており、地元土地改良区と町の負担が伴う事業でございます。この県営事業が平成28年度から平成29年度へ繰り越されたため、町負担分として3,243万円を繰り越すものでございます。

現在、事業の早期完了を目指し進められているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費のうち、建設課で所管しております款8土木費、項2道路橋りょう費の橋梁定期点検事業について補足説明をさせていただきます。

この事業は、平成26年6月5日公布、同年の9月2日一部変更されました道路法改正により、トンネル、橋などの構造物を近接目視により5年に1回の頻度で行うことを基本としており、健全性の診断結果を4段階に区分を分類することとされております。また、垂井町が管理しております橋梁につきましては、151の橋梁で随時点検を実施しているところでございます。うち、業者に委託をいたします橋梁の数につきましては、34の橋梁でございます。

繰越の理由といたしまして、JRとの契約の変更があり、県との協議を進める上で追加の契約の変更をさせていただきました。また、点検を実施するに当たりまして特殊車両の点検車の手配に日数を要したため、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費の計上をさせていただいたものでございます。金額といたしまして300万円、翌年度繰越額同額でございます。財源内訳といたしまして国庫補助金137万5,000円、一般財源162万5,000円でございます。

なお、今回の橋梁定期点検事業につきましては、6月末日の完了予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねしたいと思います。

今、繰越明許費4件報告を受けたわけでございますが、農林水産業費の農業費、経営体育成基盤整備事業、圃場整備でございますが、28年から29年、工事ができないということで29年度に繰り越しされております。今現在、田植えの時期でもございますが、その辺の関係は田植えに間に合うのか、その辺はどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） ただいま13番議員の御質問についてお答えさせていただきます。

作付につきましては、その作付計画に間に合うように計画いたしまして発注しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結します。

これをもって報告を終わります。

---

日程第3 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について

---

○議長（角田 寛君） 日程第3、報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について御説明申し上げます。

公共下水道費におきまして下水管布設（推進工）第1・2工区に係ります繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

細部につきまして、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について補足説明をさせていただきます。

繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

款1 公共下水道費、項1 公共下水道費、事業名 下水管布設（推進工）第1・2工区工事、繰越額 2億4,419万6,000円でございます。財源内訳といたしましては、未収入特定財源のうち国庫補助金が1億2,209万8,000円、地方債が1億円、また一般財源が2,209万8,000円でございます。

この事業の内訳としましては、下水管布設（推進工）第1工区工事及び第2工区工事の2件の工事がございます。いずれも、昨年7月の臨時会におきまして請負契約の締結について議決をいただいたもので、ユニチカ前付近より西へ、町道垂井綾戸線上で主に相川以北を流域とする口径500ミリの下水管を推進工で施工する工事でございます。

初めに、推進工第1工区工事でございますが、推進器の附属装置の調達に不測の日数を要したためでございます。また、第2工区工事につきましては、県道養老垂井線との交差点付近で

交差します西濃用水管の基礎部分が、当初予定しておりました位置より下に確認されたことにより計画を変更する必要が生じ、本年3月議会で請負契約の変更の議決をいただいたものでございます。

いずれも年度内の完了が見込めなかったため、平成29年度へ繰越明許をさせていただいたものでございます。なお、2件の工事とも5月末に完了し、今月初めに完了検査を終えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第3号 垂井町水道事業会計継続費の繰越報告について

---

○議長（角田 寛君） 日程第4、報告第3号 垂井町水道事業会計継続費の繰越報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告について説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、報告第3号 垂井町水道事業会計継続費の繰越報告について御説明申し上げます。

相川左岸地域施設改良事業に係ります継続費につきまして、継続費繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました報告第3号 垂井町水道事業会計継続費の繰越報告についての補足説明をさせていただきます。

今回の継続費に係ります相川左岸地域施設改良事業につきましては、平成28、29年度の2カ年継続事業として、28年度当初予算において総額12億円で議決をいただき、29年度末の供用開始を予定しているものでございます。

継続事業の内容としましては、第1水源地更新工事としまして建築・配管、機械設備、電気計装設備の各工事と新たに建設します相川左岸低区配水場の配水池築造第1期工事、また県道赤坂垂井線に新設します送・配水管布設工事のほか、水源地更新工事及び配水池築造工事に係

ります工事管理業務等でございます。

継続費繰越計算書にありますように、款資本的支出、項建設改良費、事業名相川左岸地域施設改良事業で、継続費の総額12億円のうち28年度予算現額5億5,000万円に対しまして、支払義務発生額は3億5,623万8,000円で、翌年度繰越額が1億9,376万2,000円となり、その財源は過年度損益勘定留保資金で充てるものでございます。

なお、3月末の進捗状況でございますが、水源地更新工事のうち建築・配管工事が進捗率約66%、機械設備工事が約56%、電気計装設備工事が約40%、配水池築造工事は約36%で、送・配水管布設工事につきましては、第11工区工事が完了しております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第5 報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

---

○議長（角田 寛君） 日程第5、報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。

地方自治法243条の3第2項の規定により、垂井町土地開発公社の平成29年度事業計画、予算及び資金計画並びに平成28年度事業報告書及び決算報告書を提出するものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） ただいま上程されました報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について配付資料の順に説明をさせていただきます。

まず初めに、平成29年度事業計画、予算及び資金計画の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度事業計画につきましては、1. 土地の造成事業といたしまして、府中離山工業団地開発事業を実施してまいります。面積につきましては、6.5ヘクタールでございます。29年



度の金額といたしましては、3億3,844万2,000円でございます。内訳といたしまして、用地費といたしまして1億4,132万6,000円、立木などの立木補償費といたしまして4,394万3,000円、下流水路の改修工事費といたしまして6,310万5,000円、測量・設計などの測量試験費といたしまして8,631万7,000円、諸経費40万円、支払利息335万1,000円となっております。

2ページは、平成29年度予算でございます。

第2条収益的収入及び支出につきましては、収入 第1款事業収益ゼロ円、第2款事業外収益は受取利息・受取配当金を合わせて収入合計3,000円を予定いたしております。支出 第1款事業原価は当公社の事業はないことからゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は理事会必要経費として6万8,000円、支出合計6万8,000円を予定いたしております。収入支出差し引き、マイナスの6万5,000円でございます。

第3条資本的収入及び支出につきましては、収入 第1款資本的収入は長期借入金といたしまして3億3,844万2,000円を予定いたしております。支出 第1款資本的支出土地造成事業費といたしましても同額を予定いたしております。

3ページでございます。

第4条債務負担行為につきましては、府中離山工業団地開発事業の期間といたしまして平成30年度から31年度までとし、限度額を8億6,490万9,000円といたしております。

第5条長期借入金につきましては、限度額を12億円に利子を加えた額といたしております。

4ページは29年度資金計画でございます。

第2条受入資金は、長期借入金を主なものといたしまして合計で3億3,884万4,000円、第3条支払資金は、土地造成事業費を主なものといたしまして3億3,851万円でございます。

29年度事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

次に、平成28年度事業報告書、決算報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度事業報告については、1. 概況(1)理事会の開催状況でございます。都合2回開催し、審議内容につきましては記載のとおりでございます。(2)行政庁認可に関する事項はございませんでした。

2. 業務(1)土地の取得、(2)土地の処分ともにございませんでした。

3. 会計(1)借入金の概況、(2)保有地明細ともにございませんでした。

2ページは平成28年度決算でございます。

1. 収益的収入及び支出(1)収入については、第2款事業外収益が予算現額6,000円のところ、決算額3,097円ございました。(2)支出については、第2款販売費及び一般管理費の予算現額6万8,000円のところ、決算額5万8,800円ございました。理事会等の必要経費でございます。

2. 資本的収入及び支出(1)収入及び(2)支出については、事業がございませんでしたので予算現額、決算額ともにゼロ円でございます。

3ページは、28年度損益計算書でございます。

事業損失5万8,800円、事業外収益3,097円、事業損失差し引き5万5,703円ございました。

当期損失も同額でございます。

4 ページは、平成28年度貸借対照表でございます。

資産の部合計942万2,535円、負債の部合計ゼロ円、資本の部合計942万2,535円、負債・資本合計も同額でございます。

5 ページは、28年度キャッシュ・フロー計算書でございます。

1. 事業活動によるキャッシュ・フローでは、人件費支出といたしましてマイナスの5万8,800円、利子の受取額といたしまして3,097円、差引額がマイナスの5万5,703円でございます。

4. 現金及び現金同等物減少額につきましては、マイナスの5万5,703円でございます。

5. 現金及び現金同等物期首残高45万8,238円。

6. 現金及び現金同等物期末残高40万2,535円でございます。

6 ページに財産目録、7 ページには附属明細表、最後に決算審査意見書を掲載いたしております。

以上、垂井町土地開発公社経営状況を説明する書類の説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） お尋ねいたします。

垂井町土地開発公社につきましては、平成28年度までは余り事業というものがほとんどなく、開店休業のような状態ではございましたが、今年度平成29年度に府中離山工業団地開発事業が委託されました。以前、岐阜県の土地開発公社に委託するような話があったかと思うわけですが、今回このように垂井町土地開発公社に委託されたその経緯、また理由等御説明いただきたいと思っております。それが第1点。

第2点目としましては、これは単年度ではないと思うわけですが、何年がかりでやられるのか、それと総事業費はどれほどなのか。事業内容については定款にうたわれておりますので、定款どおりと言われればそれまでなんです、具体的にどのようなことをやられるのかということも含め、例えば造成から販売とかいろいろあると思うわけですが、その内容について具体的にわかれば教えてもらいたいと思っております。

それと3つ目には、長期借入金ということで3億3,844万2,000円とありますが、これについての償還計画というか、そういった計画があれば、これだけで終わるわけかどうかということも含めて償還計画等もわかれば教えていただきたいと思っております。以上3点お願いします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 富田議員からの3点の質問について、私のほうからお答えしたいと存じます。

まず第1点目でございますが、当初県土地開発公社への委託ということでございました。確かに富田議員のおっしゃられるように当初は県の土地開発公社に全面的に委託をするという考えておったわけでございますけれども、しかしながら、県の土地開発公社につきましてもやはり限界といたしますか、地域の事業でございます。そうしたことから、一部に關しましては町の土地開発公社で実施をするということになりまして、具体的に申し上げますと、用地に關しましては、用地交渉等につきましても支援という形で県の土地開発公社は行っていただきますけれども、あとの用地交渉等につきましては町のほうで行っていきたくと。ただ、分筆、それから所有権移転登記につきましては県の土地開発公社の支援をいただきながら、県の土地開発公社で行っていくというものでございます。

それから、補償費につきましては、これはこれから測量試験費の中でいろいろ調査をしていかなければなりません。その部分に当たりまして、立木に關する補償、これにつきましてはその測量試験費の中で調査費を見ておるわけでございますけれども、その立木補償に係るものにつきましては町の土地開発公社で行っていくと。

それから、工事費等につきましてでございます。こちらにつきましても、これは排水の關係でございます。こちらにつきましては、県のほうに委託をいたしてまいります。したがって、支払いにつきましては、町の土地開発公社から負担金として支払うものでございます。それと、測量試験費でございます。こちらにつきましては、現地の用地測量、あるいは造成費に係ります設計、こちらにつきましては、県の土地開発公社に委託をして実施をしていくものでございます。そういったことから、一部は県の土地開発公社で実施をしていきますけれども、一部につきましては町の土地開発公社でも実施をしていくものでございます。

それから、事業内容等につきましては、先ほど担当のほうからも説明がございましたように、従来この事業が数年おくれしておった理由につきましては、あちらに土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンというものでございます。そちらのほうがあそこにあったわけございまして、そちらの部分解消してからしか開発できないということでございますけれども、いろいろ県と協議した結果、開発もあわせて災害地域の解消も行っていいということで、これがいわゆる予算化に結びついた一つの要因でございました。早々に事業を展開していきたくというようなことから、平成29年度に予算盛りをしたものでございますけれども、今申し上げましたように事業内容といたしましては用地交渉、あるいは工事費に係る設計、あるいは工事費等々、それから用地を購入されます企業誘致という問題が一番大きな問題でございますが、こちらにつきましては県の企業誘致課と連携をしながら、企業の誘致に図っていきたくと思っております。

それから、償還計画でございます。12億円の予算を合計で見ているところでございますが、こちらにつきましては事業の内容等が決まりました段階で、しっかりとした償還計画を立てて

いきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

以上、私のほうからの答弁でございます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第6 議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度の垂井町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

細部につきまして、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書14ページをお開きいただき、水道事業報告書をごらんいただきたいと思っております。

平成28年度の垂井町水道事業につきましては、これまでのように常に安心・安全な水を安定供給していくため、水源の定期的な点検や適正な揚水量の管理による水源の保全を行い、水質検査の充実、老朽管の更新などにより水質の向上に取り組むとともに、漏水調査や配水量の変動監視などにより有収率の向上に努めてきたところでございます。

また、震災等不測の事態に備えて応急給水資器材の備蓄に努め、さらに水道施設の耐震性の向上と充実強化を目的に進めております相川左岸地域施設改良事業につきましては、平成29年度末の供用を目指し、水源地など基幹施設の建設に着手いたしました。このほか、事業経緯につきましては、人口減少など水需要の減少により今後も給水収益の減収が見込まれる中、持続可能な事業運営を行うため、中長期的な視点に立った財務状況の把握に取り組み、効率的な経

営に努めてきたところでございます。

それでは、給水状況並びに収益的収支の状況について説明させていただきます。

まず、給水状況でございますが、給水戸数は9,076戸で、前年度に比べ69戸増加いたしました。総配水量は337万6,139立米で、前年度に比べ8万4,386立米、約2.4%減少し、また有収水量は312万7,797立米で、前年度に比べ8,881立米、約0.3%の減となりました。

このような状況の中で、収益的収入につきましては3億4,486万7,363円で、前年度に比べ239万2,272円の減となりました。主な要因としましては、使用水量の減少による給水収益の減収や新規加入者の減少による受託工事収益の減収によるものでございます。

一方、収益的支出は3億4,071万4,798円で、前年度に比べ498万1,295円の減となりました。主な要因は、動力費や委託料などの減少によるものでございます。

この結果、決算書の3ページ、平成28年度垂井町水道事業損益計算書をごらんいただきたいと存じますが、下から4行目にありますように当年度は415万2,565円の純利益となりました。また、当年度未処分利益剰余金は3億7,613万1,550円となり、7ページの剰余金処分計算書の翌年度繰越利益剰余金として計上させていただきました。

次に、14ページに戻っていただきまして、資本的収支の状況でございます。

まず、資本的収入につきましては3億5,569万8,688円で、内訳といたしましては加入金389万4,000円、工事負担金285万3,688円、他会計負担金4,895万1,000円、企業債3億円となっております。前年度に比べ1億3,534万9,915円の増となりました。

一方、資本的支出につきましては4億7,093万5,857円で、内訳としましては建設改良費4億858万7,430円、企業債償還金6,228万2,427円、返還金6万6,000円でございます。前年度に比べ9,907万2,121円の増となりました。

当年度実施いたしました主な建設改良工事といたしましては、16ページをごらんください。

出屋敷踏切付近上下水管布設（推進工）工事のほか、垂井地内配水管布設がえ工事、下水道事業に伴う配水管布設がえ工事などを施行いたしました。

また、相川左岸地域施設改良事業といたしましては、17ページをごらんください。

相川左岸低区送・配水管布設（第11工区）工事を施行したほか、継続事業であります第1水源更新工事の建築・配管、機械設備、電気計装設備の各工事と相川左岸低区配水池築造工事にそれぞれ着手し、現在も継続中でございます。

その他の工事等につきましては、それぞれお目通し願います。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,523万7,169円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することとしたいが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することとしたいが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任することを決定しました。

---

日程第7 議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

議第38号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

議第39号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正についてから議第39号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第37号から第39号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第38号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,312万9,000円を追加し、予算総額を91億6,312万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、臨時職員等の短時間労働者に係ります社会保険料の増額措置をするほか、総務費では総務管理費におきまして、公衆街路灯LED化事業に係ります需用費につき

まして減額措置をいたしますとともに、新庁舎駐車場用地購入費に係ります公有財産購入費、新庁舎情報ネットワーク等基本設計業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

また、戸籍住民基本台帳費におきましては、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費におきまして老人福祉施設防犯対策強化事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしております。

また、児童福祉費におきましては、養育医療費助成事業に係ります扶助費につきまして増額措置をいたしました。

衛生費では、保健衛生費におきまして県支出金の大腸がん検診受診率向上事業費補助金の交付に伴います財源更正をいたしております。

農林水産業費では、農業費におきまして高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして国庫補助金の社会資本整備総合交付金の減額に伴います財源更正をいたしております。

消防費では、消防団員の退職報償金に係ります報償費につきまして増額措置をいたしました。

公債費では、平成18年度に借入れをいたしました減税補填債の利率の変更に伴い、償還金、利子及び割引料に係ります償還元金の増額と償還利子の減額につきまして、それぞれ措置をいたしておるところでございます。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第39号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ664万3,000円を追加し、予算総額を11億9,564万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして浄化センターの施設管理嘱託員に係ります報酬につきまして減額措置をいたしますとともに、浄化センターの職員異動に伴います給料、職員手当等及び共済費につきまして増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正については健康福祉課所管でございますので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに設置する主任介護支援専門員の定義について改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表も参考にごらんいただきたいと存じます。

改正の内容は、職員に係る基準を定めた第2条第1項第3号中の主任介護支援専門員についてです。

初めに、主任介護支援専門員の定義を定める介護保険法施行規則からの引用条項について、第140条の68第1項を第140条の68第1項第1号に改めるものです。

次に、定義の内容ですが、介護支援専門員で主任研修を修了した者について、当該研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、当該研修を修了した日から5年を経過する日までの間に更新の研修を修了しているものに限るとするもので、定義が不明確であったところを、資格の更新研修制度の導入により、原則5年ごとに更新することに改めるものです。

附則ですが、第1項では施行期日としまして、この条例は公布の日から施行させていただくものです。第2項以降では、経過措置としまして、平成26年度以前に主任介護支援専門員研修を修了した者に対して、最初の更新研修時期や基準になる日や平成29年3月31日までに更新研修を修了した場合の措置などについて定めるものです。

以上が議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正についてでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第38号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,312万9,000円を追加させていただきますと、予算総額をそれぞれ91億6,312万9,000円といたすものでございます。

第2項、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、1ページでございますとおり第1表歳入歳出予算補正によることとしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部にわたりまして事項別明細書により御説明を申し上げます。

初めに、歳出の7ページをお開き願いたいと思っております。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費でございます。こちらは節11需用費、修繕料につきまして、当初予算で公衆街路灯LED化事業を計上いたし、275万円の国庫補助金、社会資本整備総合交付金の事業でございますが、見込んでおりましたが、今般内示がございまして、当該減額相当分につきまして事業費の減額を行わせていただくものでございます。

次に、節17公有財産購入費でございます。新庁舎建設事業に係ります用地及び建物につきま



しては、一昨年度に取得をいたしたところでございますが、接続をしておりました西側の敷地につきまして、今般土地所有者との協議が相調いまして、取得できる見通しとなりましたことから700万円の追加をお願いした次第でございます。

次に目6の企画費でございます。こちらは表佐地区のまちづくりセンター員に係ります社会保険料関係でございます。

表佐地区のまちづくりセンター員につきましては、短時間勤務のため28年度までは社会保険の加入対象者ではございませんでしたが、本年29年の4月1日から短時間労働者に対します厚生年金保険、健康保険の適用範囲が拡大となりまして、当センター員につきましても新たに社会保険の加入対象となりましたことから、節4共済費におきまして15万2,000円の増額を行うものでございます。

なお、以降関係いたします款におきましても、同様の理由から短時間労働者に係ります共済費の増額措置をお願いいたしておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、目7の電算管理費でございます。新庁舎の移転に向けまして、情報ネットワーク等基本設計業務を実施いたすため、節13委託料におきまして新たに162万円の増額をお願いしたところでございます。内容につきましては、新庁舎に設置予定の電算機器、あるいは端末及びプリンター等に係ります電源の調査、そしてまた電源供給方法等の検討など、新庁舎の実施設計に反映させる必要がありますことから、係る経費をお願いしたところでございます。

次に、目8の交通安全対策費でございますが、こちらにつきましては交通指導員に係ります社会保険料関係でございます。冒頭申しましたとおり、適用範囲の拡大に伴いまして、節4共済費におきまして26万7,000円の増額をお願いしております。

続きまして、項3の戸籍住民基本台帳費、目1の戸籍住民基本台帳費でございます。こちらにつきましては、地方公共団体情報システム機構に支払います通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金につきまして、支払額が増額となりましたことから、不足が生じる見込みとなり、節19負担金補助及び交付金におきまして256万9,000円の増額をお願いしております。なお、内訳にございますとおり、全額が国庫支出金で賄われるものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、款3民生費、項1の社会福祉費、目5の老人福祉費でございます。老人福祉施設防犯対策強化事業補助金に関するものでございますが、昨今問題となっております老人福祉施設への不審者侵入防止など防犯対策を目的とした事業でございますが、防犯カメラの設置等を行った場合に整備に要しました費用の2分の1相当額、交付上限額にいたしまして90万円でございますが、設置をいたす事業所に対しまして補助金を交付するといった事業でございます。今回補正をお願いしておりますのは、町内の2つの事業所でございますが、いぶき苑と表佐にございますもりの里に対し助成を交付するため、節19負担金、補助及び交付金に165万6,000円を計上いたしました。なお、内訳にございますとおり、全額が国庫支出金で措置されるものでござ

いますので、よろしくお願いたします。

次に8ページでございますが、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20の扶助費でございます。これにつきましては、養育医療費助成事業に係るものでございまして、出生時の体重が2,000グラム未満の未熟児の保護者に対しまして、医療費を助成いたす事業でございます。不足が見込まれることから50万円の増額措置をお願いいたしました。財源につきましては、国庫支出金で2分の1相当の25万円、県支出金で4分の1相当の12万5,000円、一般財源で12万5,000円を充てる予定でございます。

次に、目2の児童福祉施設費でございます。こちらにつきましては、臨時保育士に係ります社会保険料関係でございます。健康保険等の適用範囲が拡大となりましたことから、節4共済費で244万3,000円の増額をお願いしております。

次に、目7の留守家庭児童教室費でございますが、こちらは留守家庭児童教室指導員に係ります社会保険料でございますが、同様に健康保険等の適用範囲拡大に伴いまして、節4共済費で335万7,000円の増額をお願いいたしております。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目6の保健センター費でございます。当初予算で各種がん検診等の委託料といたしまして健康増進事業委託料を計上いたしております。特に大腸がんにつきましては、県内の罹患者数、そしてまた死亡者数がともに増加傾向にありますことから、このたび市町村が実施いたします大腸がん検診につきまして、特定の年齢層の自己負担額を無料化することで受診率の向上を図る目的から、岐阜県大腸がん検診受診率向上事業が創設されたところでございます。財源内訳にございまして、県支出金で57万8,000円、そして交付金に伴います自己負担額の減額でございますが、47万5,000円、一般財源で10万3,000円の減額に係ります財源更正をお願いいたしておるものでございます。

続きまして、款6の農林水産業費、項1の農業費、目8の農業構造改善費でございます。これにつきましては、高性能農業機械導入補助金に係るものでございますが、当初予算では町単独事業といたしまして1,500万円を措置しておりました。今般、このうちの2団体に対しまして県補助金が交付される見込みとなったところでございます。したがって、節19負担金、補助及び交付金でございますが、530万5,000円の増額をお願いしておるものでございます。財源といたしましては、県支出金で550万9,000円を見込み、一般財源は20万4,000円の減となるものでございます。

続きまして9ページでございますが、款8の土木費、項2の道路橋りょう費、目3の道路新設改良費でございますが、こちらにつきましては国の助成事業でございます社会資本整備総合交付金の減額に伴うものでございます。ここでは、表佐の91号線の舗装改良工事の財源といたしまして、当初935万円の国庫補助金を見込んでおりましたが、このたび内示がございまして633万6,000円と相成り、301万4,000円減額となりましたので、一般財源に財源更正を行うものでございます。

続きまして、目4の橋りょう維持費でございます。同じく社会資本整備総合交付金の減額に

伴いまして、ここでは橋梁定期点検業務委託料で55万円の、当初予算で55万円を予定いたしておるものでございます。そしてまた、橋梁整備工事でございますが、予定の国庫補助金から935万円減額となりましたことから、合わせまして合計で990万円の減額分に係ります一般財源への更正を予定させていただくものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、款9の消防費、項1の消防費、目1の非常備消防費でございます。消防団員の退職報償金につきましては、当初予算で600万円をお願いいたしておりました。年度末の消防団員退職者25名でございますが、係ります退職報償金で673万9,000円と相成りまして、節8報償費におきまして73万9,000円の増額をお願いしておるものでございます。なお、本件につきましては、後ほど歳入でも申し上げますが、消防団員等公務災害補償等共済基金から給付されますので、よろしく願いをいたします。

次に、款10の教育費、項1の教育総務費、目2の事務局費でございます。こちらにつきましては、朝倉にございます適応教室指導員に係ります社会保険料でございますが、適応範囲の拡大に伴いまして、節4共済費で44万6,000円の増額をお願いいたしております。

続きまして、款12の公債費、項1の公債費、目1元金でございますが、こちらは公債費の償還元金に係るものでございます。18年度に借入れを行いました減税補填債でございますが、20年償還ものでございます。借入れ後、10年経過した時点で利率の見直しを行うといった起債でございますが、今般10年経過に伴いまして、節23償還金、利子及び割引料におきまして償還元金分といたしまして14万4,000円の増額を、そしてまた10ページに入りますが、目2の利子ではただいま申し上げましたとおり、利率見直し等によりまして利子分の償還額が減る見込みとなりましたことから、節23償還金、利子及び割引料におきまして償還利子分として31万9,000円の減額を行うものでございます。

以上が歳出の説明でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。5ページをお開き願いたいと思います。

款13の国庫支出金、項1の国庫負担金、目2の民生費国庫負担金でございます。母子保健衛生費国庫負担金の増額でございます。歳出でも申し上げましたが、養育医療費助成事業費の増額50万円に伴いまして、2分の1相当額が国庫負担金で措置されますことから、節12母子保健衛生費負担金で25万円の増額を行ったところでございます。

次に項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事業費補助金の増額でございます。歳出で申し上げましたとおり、関連事務委任交付金の増額分について全額が国庫補助金で措置されますことから、同額の256万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、目2の民生費国庫補助金は、地域介護・福祉空間整備等交付金の増額でございます。歳出の老人福祉施設防犯対策強化事業補助金の予算措置に伴いまして、節12でございますが、老人福祉費補助金で同額の165万6,000円を措置するものでございます。

続きまして、目7の土木費国庫補助金につきましては、歳出でも申しましたが社会資本整備

総合交付金に係るものでございまして、内示額の通知に伴いまして、節3道路事業国庫補助金で1,566万4,000円の減額を行うものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2の民生費県負担金でございます。国庫負担金と同様、母子保健衛生費県負担金でございますが、歳出で申しあげました50万円の増額に伴いまして4分の1相当額が県で負担されますことから、節15でございますが、母子保健衛生費負担金で12万5,000円の増額を行うものでございます。

続きまして6ページに入りますが、項2の県補助金、目3の衛生費県補助金、節1の衛生費県補助金でございます。大腸がん検診受診率向上事業費補助金に関するものでございますが、このたび県補助金が交付されますことから、57万8,000円の増額を行うものでございます。

次に、目5の農林水産業費県補助金、節1の農業費県補助金につきましては、元気な農業産地構造改革支援事業補助金に関するものでございまして、歳出で申しあげました2つの団体に対しまして県補助金が交付される見込みとなりましたので、550万9,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、款18の繰越金につきましては、前年度繰越金2,784万2,000円をもって収支の均衡を図ったところでございます。

次に、款19の諸収入、項5の雑入、目6の雑入につきましては、今般大腸がん検診について県補助金が交付されることに伴いまして、一定の年齢層からの自己負担額の徴収が不要となりますことから、節4負担金で47万5,000円の減額を行うものでございます。

次に、節7の給付金につきましては、消防団員の退職報償金の給付金といたしまして73万9,000円を増額するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。なお、11ページには給与費明細書、また12ページには地方債現在高に関します調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しを願いたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、上下水道課が所管いたします議第39号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、さきの人事異動に伴いまして不足いたします経費について増額をお願いするものでございます。

それでは、表紙でございます。議案書の第1条で歳入歳出それぞれ664万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,564万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。6ページをごらんください。

款 1 公共下水道費、項 1 公共下水道費、目 3 浄化センター費でございます。節 1 の報酬で 108万7,000円の減額を、また節 2 の給料で395万4,000円、節 3 の職員手当等で272万円、節 4 の共済費で105万6,000円の増額を計上させていただきます。

続きまして歳入ですが、5 ページをごらんください。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 前年度繰越金ですが、既決額1,500万円に664万3,000円を増額いたしまして2,164万3,000円とするもので、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、7 ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第37号から議第39号までの各議案は、精読のため審議を延期することと決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時20分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 中 村 ひとみ

会議録署名議員 安 田 功